

令和7年3月3日

## 一般競争入札公告

1.発注者 三重県津市乙部 11 番 5 号  
医療法人十愛会

### 2.入札内容

- (1)パラマウントベッド(株)製  
眠り SCAN、眠り SCAN eye 各 100 台  
(カメラセット一式、SD カード、システム、カメラ設定含む)
- (2)パラマウントベッド(株)製  
クリアトークカム 一式 25 台
- (3)眠り SCAN 通信環境工事

3.納入場所 三重県津市乙部 11 番 5 号  
医療法人十愛会 津老人保健施設アルカディア

4.納入期限 令和7年4月30日

### 5.入札方法

- (1)一般競争入札とする
- (2)予定価格／非公表
- (3)代理人にて入札する場合は、委任状を提出すること

### 6.入札参加資格

- (1)地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2)三重県の物品等競争入札参加資格登録事業者又は国若しくは地方公共団体の物品等競争入札参加資格者であること
- (3)公告日から落札決定までの期間に、三重県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること
- (4)公告日から落札決定までの期間に、三重県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること
- (5)過去 5 年間で、三重県内における医療、福祉関連事業の納入実績を有する者であること
- (6)三重県内に本社、支店、営業所を設置していること

7.受付期間及び一般競争入札参加提出書類等の提出

(1)期 間／令和7年3月4日～令和7年3月11日午後5時まで

但し、土曜日、日曜日、祝祭日を除く

(2)提出書類／入札参加申請書、会社案内(内容がわかるもの)、納入実績

8.入札参加資格の決定

当法人にて審査の後、令和7年3月12日までに通知する

9.入札執行日

(1)日 時／令和7年3月17日(月)午後4時

(2)場 所／三重県津市乙部11番5号

医療法人十愛会 津老人保健施設アルカディア

10.その他

(1)提出書類については、返却しないものとする

(2)受注業者は完成後も継続してメンテナンス等を行うことのできる体制を有すること

11.問い合わせ先

医療法人十愛会 津老人保健施設アルカディア 担当／事務長 向井

三重県津市乙部11番5号

TEL 059-227-6681 FAX 059-227-6727

令和 年 月 日

## 一般競争入札参加申請書

医療法人十愛会  
理事長 國仲 真一

住 所

商号又は名称

代 表 者

㊟

令和 7 年 3 月 3 日付で公告のありました、医療法人十愛会 に係る備品及び工事の入札について、下記の書類を添えて申請します。

なお、この申請書および添付内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

1. 物 品 名 : パラマウントベッド(株)製 / 眠り SCAN、眠り SCAN eye 各 100 台  
(カメラセット一式、SD カード、システム、カメラ設定含む)  
パラマウントベッド(株)製 / クリアトークカム 一式 25 台  
眠り SCAN 通信環境工事
2. 納品場所 : 三重県津市乙部 11 番 5 号  
津老人保健施設アルカディア
3. 添付書類
  - (1) 会社案内
  - (2) 納入実績がわかるもの
  - (3) 担当者名刺(電話又は e-mail が記載されていること)

以上

# 委任状

( 代理人 )

住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、医療法人十愛会との間における次の権限を委任する。

1. 見積又は入札に関すること。
2. 契約の締結に関すること。
3. その他契約に関すること。

令和 年 月 日

( 委任者 )

住 所

商号又は名称

代表者名

⑩

入 札 書	
入 札 価 格	
納 入 場 所	三重県津市乙部 11 番 5 号 医療法人十愛会 津老人保健施設アルカディア
物 件 名	パラマウントベッド(株)製 眠り SCAN、眠り SCAN eye 各 100 台 (カメラセット一式、SD カード、システム、カメラ設定含む)  パラマウントベッド(株)製 クリアトークカム 一式 25 台  眠り SCAN 通信環境工事
<p>入札条件等を承諾の上、上記金額で入札します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>医療法人十愛会 理事長 國仲 真一</p> <p style="text-align: right;">入札者 住 所(所在地) 氏 名 (印) (名称及び代表者名)</p>	

- 備考 1 1件ごとに作成しインキ又は墨で記入し、数字はアラビア数字を用いること。
- 2 訂正したときは、必ず訂正印を押すこと。
- 3 この様式によることが困難なものは、この様式に準じて作成すること。